

## 特許法施行規則等の一部を改正する省令について

令和 2 年 5 月  
特 許 庁

### I. 省令の趣旨

特許又は実用新案出願における、韓国特許庁及び欧州特許庁と日本国特許庁との間の二庁間での優先権書類の電子的交換（二庁間 PDX）については、令和 2 年 6 月 30 日までになされた出願をもって廃止し、同年 7 月 1 日以降の出願については対象庁の拡大が容易で、かつ、より安全性の高い優先権書類のデジタルアクセスサービス（DAS）<sup>1</sup>を通じた優先権書類の電子的交換へと一本化する。このため、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）並びに当該特許法施行規則を準用する実用新案法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 11 号）及び意匠法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 12 号）について所要の改正を行う。また、形式的な修正を併せて行う。

### II. 省令の概要

#### （1）特許法施行規則第 27 条の 3 の 3 第 2 項第 1 号

本号は、韓国特許庁及び欧州特許庁と日本国特許庁との間の二庁間 PDX について、各庁自身が発行する特許出願に係る優先権書類のデータが電子的に日本国特許庁へ送付される場合を規定している（本号の規定は、実用新案法施行規則第 23 条第 2 項により実用新案登録出願に準用されている。）。本号を削除する改正を行う。

#### （2）特許法施行規則第 27 条の 3 の 3 第 2 項第 2 号（様式第 26 及び 36 の 2）

本号は、欧州特許庁と日本国特許庁との間の二庁間 PDX について、欧州特許庁以外の他国の特許庁が発行した特許出願に係る優先権書類のデータが欧州特許庁経由で電子的に日本国特許庁へ送付される場合を規定している（本号の規定は、実用新案法施行規則第 23 条第 2 項により実用新案登録出願に準用されている。）。本号を削除する改正を行う。

また、本号が削除されることにより、願書に記載することが不要となる事項に関して、様式第 26 及び 36 の 2 の修正を行う。

<sup>1</sup> 各国特許庁が世界知的所有権機関（WIPO）を仲介して優先権書類の電子的交換を行うことを可能とするサービス。

(3) その他

上記(1)及び(2)の改正に伴い、条文番号等が変更されることに対応する形式的な改正を行う。また、JIS法改正により日本工業規格→日本産業規格へと変更されたことに伴い様式第13について所要の改正を行う。

(4) 実用新案法施行規則様式第1

実用新案法施行規則様式第1について、上記(1)及び(2)の改正に伴い、条文番号等が変更されることに対応する形式的な改正を行うとともに、(2)の改正に伴い、願書に記載することが不要となる事項に関して修正を行う。

(5) 意匠法施行規則第19条第3項(様式第2)

特許法施行規則第27条を準用する意匠法施行規則第19条第3項及び様式第2について、上記(1)及び(2)の改正に伴い、条文番号等が変更されることに対応する形式的な改正を行う。

(6) 経過措置

改正後の規定及び様式は、施行後に出願する特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願に適用される旨の経過措置を設ける。

Ⅲ. 施行期日

施行日：令和2年7月1日(水)